

第7章 防災指針

- 1 基本的な考え方
- 2 災害ハザード情報等の収集・整理
- 3 災害リスクの高い地域等の抽出
- 4 地区ごとの防災上の課題の整理
- 5 地区ごとの課題を踏まえた取り組み方針
- 6 具体的な取り組み、スケジュール
- 7 実現化に向けた方策



第7章 防災指針

Ⅰ 基本的な考え方

Ⅰ.Ⅰ 防災指針とは

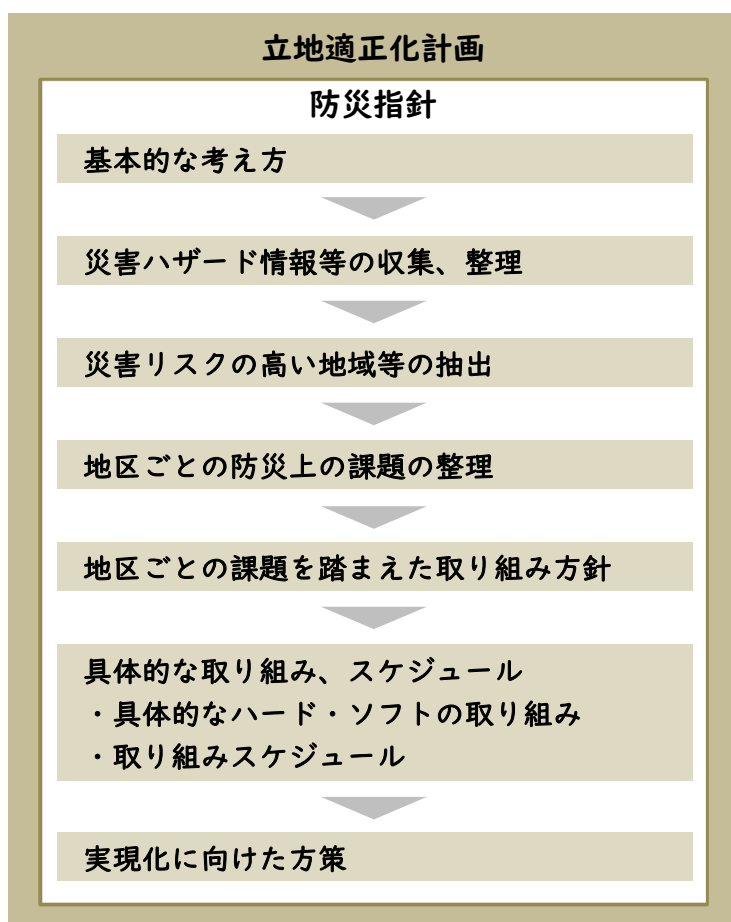
近年、全国各地で豪雨による浸水や土砂災害、地震・津波などの大規模災害が発生しており、本市においても令和2（2020）年7月豪雨において昭和51（1976）年の観測開始以来最大となる24時間雨量384mmを観測し、浸水・土砂崩れ等によって道路や住宅、商工業・農業・観光などに被害が発生しました。

我が国では、こうした頻発・激甚化する自然災害への総合的対策が喫緊の課題となっていることから、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、令和2（2020）年6月の都市再生特別措置法改正によって、立地適正化計画の新たな記載事項として居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が位置づけられました。

防災指針では、災害ハザード情報と都市計画情報を重ね合わせ、都市が抱える防災上の課題を分析した上で、防災まちづくりに向けた取り組み方針等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることとなっています。

Ⅰ.2 防災指針の構成

本計画における防災指針は、国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き（令和3年10月改訂）」に基づき検討・策定するものであり、その構成は以下に示すとおりです。



防災指針の構成

2 災害ハザード情報等の収集・整理

「立地適正化計画作成の手引き」では、洪水、雨水出水、津波、高潮、土砂災害などの災害要因ごとに検討を行うことが必要とされています。

また、災害ハザードには、住宅等の建築や開発行為等の規制を伴う、いわゆる「レッドゾーン」と、建築や開発行為等の規制はないが警戒避難体制の整備等が求められる「イエローゾーン」があります。

そこで、本市で指定がある災害ハザード情報を下表のとおり収集し、市全域における災害ハザードの分布状況について次頁以降に整理します。

災害ハザード情報の収集・整理項目

種別	ハザードデータ		使用データ
洪水	洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）		大村市防災マップ 2021
	洪水浸水想定区域（浸水継続時間：L2）		長崎県総合防災 GIS
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食：L2）		大村市防災マップ 2021
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	大村市防災マップ 2021
	急傾斜地崩壊危険区域	地すべり防止区域	国土数値情報 2020
津波	津波災害警戒区域		大村市防災マップ 2021
ため池	ため池浸水想定区域		大村市ため池ハザードマップ 大村市ため池浸水想定区域図

赤色：レッドゾーン 黄色：イエローゾーン

都市計画関連の規制等におけるいわゆるレッドゾーン・イエローゾーン（参考）

区域		行為規制等
レッドゾーン 住宅等の建築や 開発行為等の規 制あり	災害危険区域 （崖崩れ、出 水、津波等）	災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前記の条例で定める。（建築基準法第 39 条第 2 項）
	地すべり 防止区域	地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（地すべり等防止法第 18 条第 1 項）
	急傾斜地崩壊 危険区域	急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 7 条第 1 項）
	土砂災害 特別警戒区域	特別警戒区域内において、都市計画法第 4 条第 12 項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項）
	浸水被害 防止区域	浸水被害防止区域内において、特定開発行為あるいは特定建築行為をする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。（特定都市河川浸水被害対策法第 57 条第 1 項、第 66 条第 1 項）
	津波災害 特別警戒区域	特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。（津波防災地域づくりに関する法律第 73 条第 1 項）
イエローゾーン 建築や開発行為 等の規制はなく、 区域内の警戒避 難体制の整備等 を求めている	浸水想定区域	なし
	土砂災害 警戒区域	なし
	津波災害 警戒区域	なし
	津波浸水想定 （区域）	なし

出典：立地適正化計画作成の手引き

第7章 防災指針

2.1 洪水

(1) 洪水浸水想定区域に関する基本的な考え方

■洪水浸水想定区域

長崎県では、「計画規模 L1」と「想定最大規模 L2」に関する洪水浸水想定区域図を策定しています。洪水浸水想定区域図（計画規模 L1）は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指します。また、浸水想定区域図（想定最大規模 L2）は、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指します。

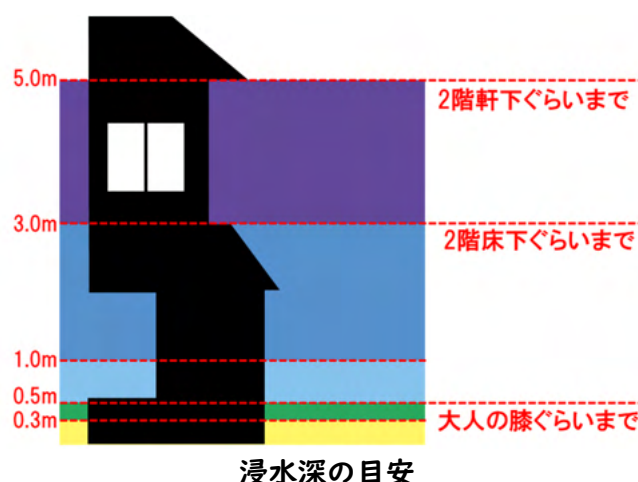
本市の防災マップでは、この浸水想定区域図（想定最大規模 L2）に基づく洪水ハザードマップを公表しています。

想定的前提となる降雨

区分		想定的前提となる降雨
計画規模 L1	郡川水系郡川	流域全体に 24 時間総雨量 530mm ピーク時の 1 時間に 140mm の降雨がある場合
	大上戸川水系大上戸川 内田川水系内田川	大上戸川及び内田川流域 1 時間雨量 103mm
想定最大規模 L2	郡川水系郡川	流域全体に 24 時間総雨量 850mm ピーク時の 1 時間に 156mm の降雨がある場合
	大上戸川水系大上戸川 内田川水系内田川	大上戸川及び内田川流域 12 時間総雨量 935mm

■浸水深の目安

大村市防災マップでは、浸水深の目安を以下のように示しており、浸水深 0.5m では概ね大人の膝ぐらいまで浸水し、浸水深 3.0m では家屋の 2 階床下ぐらいまで、浸水深 5.0m では家屋の 2 階軒下ぐらいまで浸水するおそれがあると考えられます。



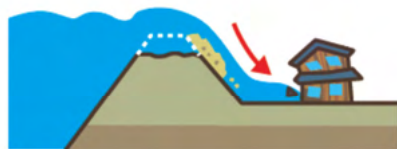
■浸水継続時間

浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示すものです。浸水継続時間が長い地域では、仮に洪水時に屋内安全確保（垂直避難）により身体・生命を守れたとしても、その後の長期間の浸水により生活や企業活動の再開等に支障が出るおそれがあります。長崎県では、0.5m（屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある水深）を基本とし、この浸水深を上回る時間を算定しています。

■家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲のことであり、その要因から氾濫流によるものと河岸侵食によるものがあります。なお、長崎県では、想定最大規模の洪水浸水想定区域をもとに家屋倒壊等氾濫想定区域を策定しています。

 氾濫流による家屋倒壊等



木造家屋が倒壊するような堤防決壊等に伴う激しい流れが想定され、早期の立退き避難が必要な区域

 河岸侵食による家屋倒壊等



堤防や家屋の基礎を支える地盤が激しい川の流れて削られることによる家屋の倒壊が想定され、早期の立退き避難が必要な区域

家屋倒壊等氾濫想定区域の種類

出典：大村市防災マップ

■浸水深と自動車・歩行者の通行可否

自動車が走行できない浸水深：**浸水深 0.3m 以上**

国土交通省の「水害の被害指標分析の手引（平成 25 年 7 月）」では、自動車の通行に支障が生じる浸水深は、以下に示す浸水深と自動車通行との関係性を踏まえ、浸水深 30cm を閾値として設定することを原則としています。

<浸水深と自動車通行との関係>	
10 [cm]	乗用車のブレーキの効きが悪くなる
20 [cm]	道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準
30 [cm]	自治体のバス運行停止基準
	乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水
60 [cm]	J A F の実験でセダン、SUVともに走行不可 ⁸¹⁾

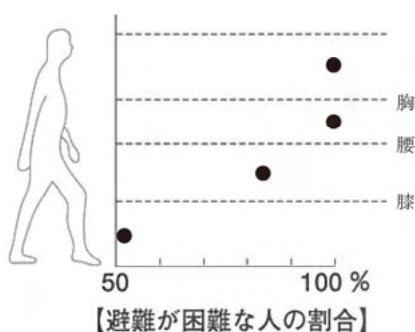
出典：水害の被害指標分析の手引

人が歩行できない浸水深：**浸水深 0.5m 以上**

国土交通省の「水害ハザードマップ作成の手引き（平成 28 年 4 月）」では、過去の災害発生事例や実験データを踏まえ、氾濫水の流れが緩やかであっても 0.5m 以上の水深があると大人でも歩行が困難としています。

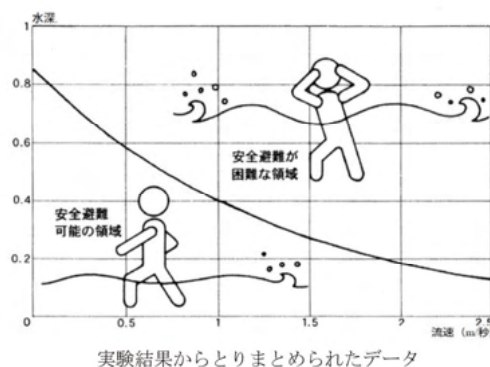
【関川水害】

関川水害(平成 7 年)における調査結果によれば、浸水深が膝(0.5m)の高さ以上になると、ほとんどの人が避難困難であった。(引用：末次忠司(2005)。「河川の科学」ナツメ社、P227)



【実験データ】

浸水深が 0.5m (大人の膝) 程度でははん濫流速が 0.7m/s 程度でも避難は困難となる。

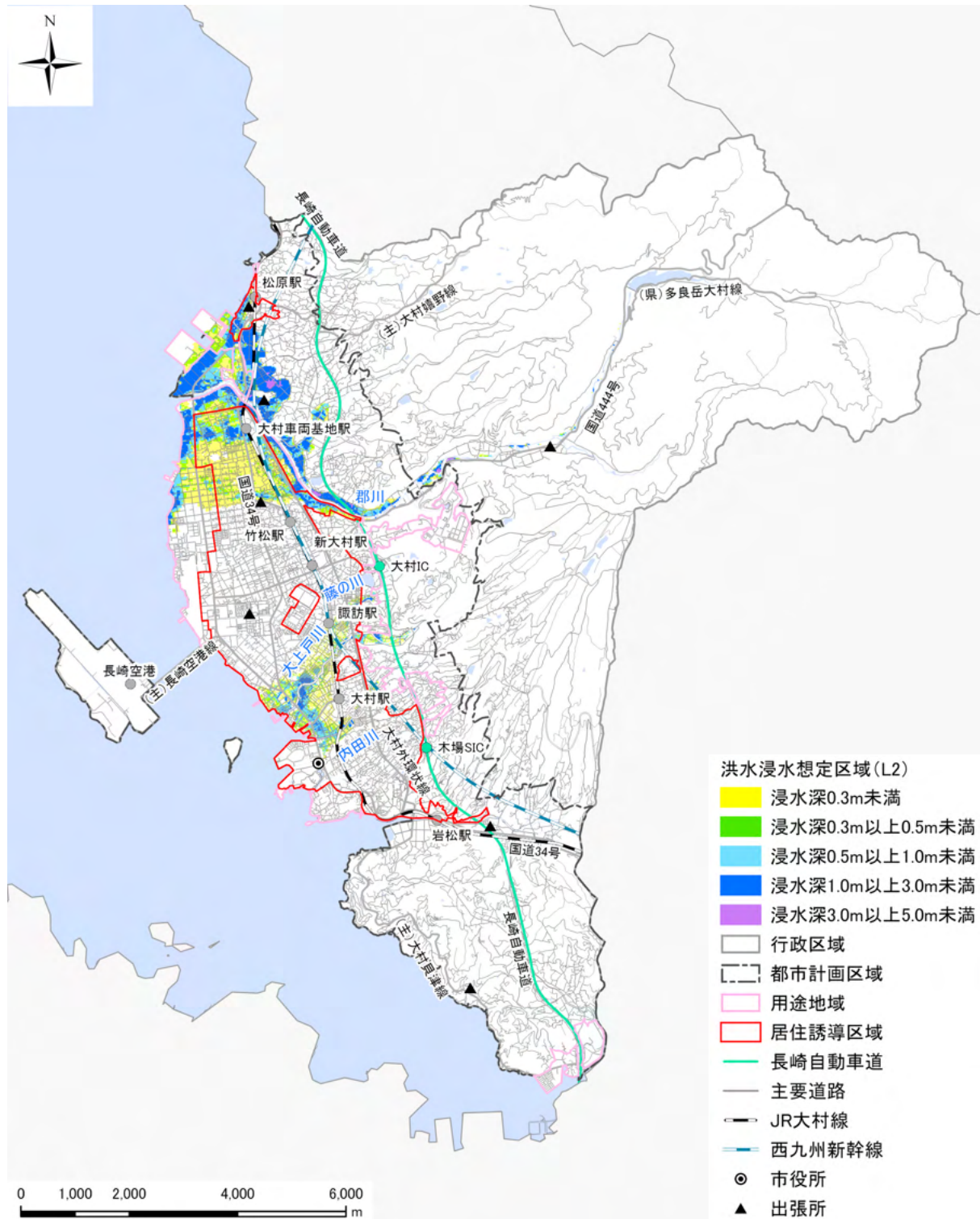


出典：水害ハザードマップ作成の手引き

第7章 防災指針

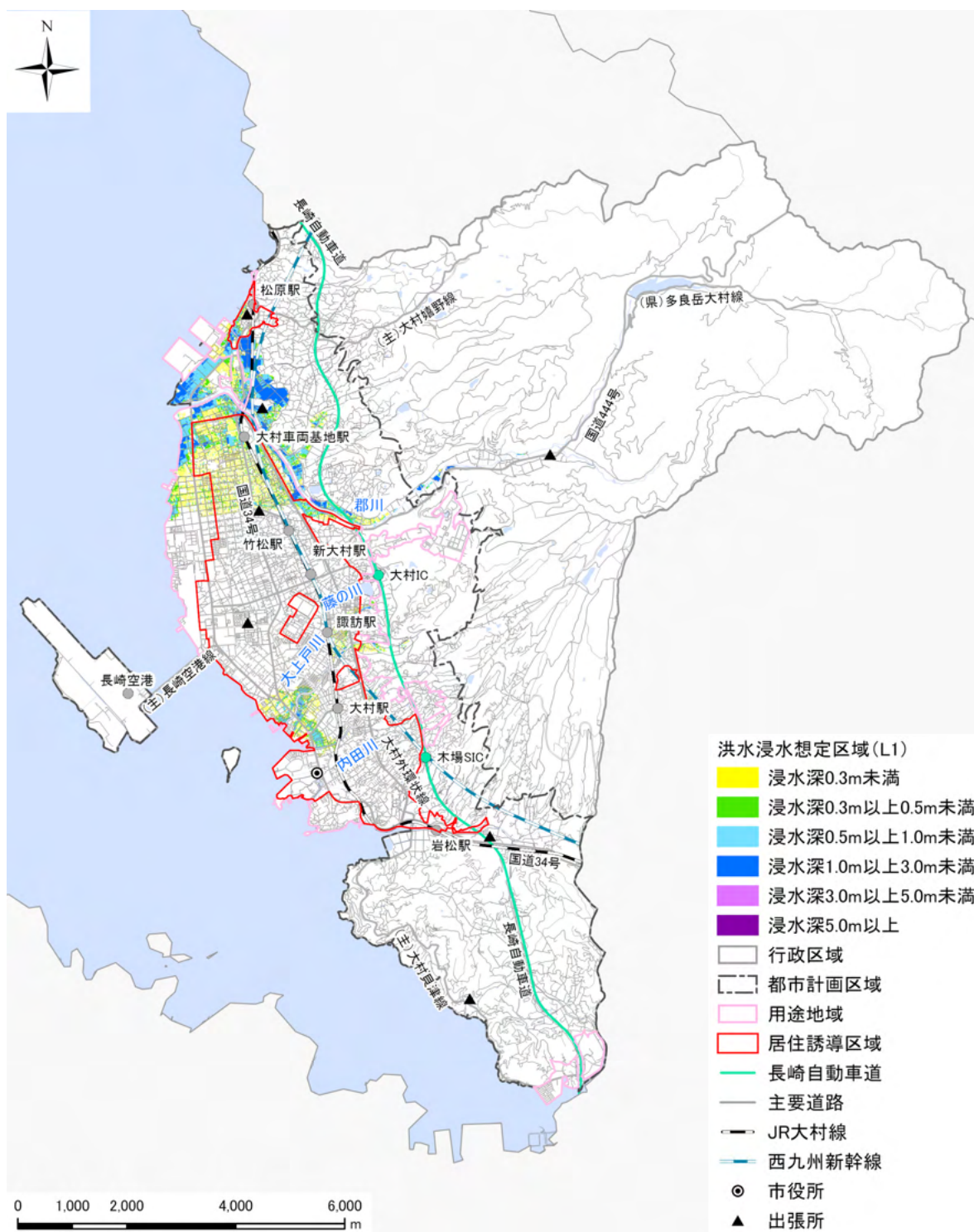
(2) 洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）

郡川、大上戸川・内田川・藤の川沿いに洪水浸水想定区域が指定されています。郡川沿いでは浸水深 0.5m 以上の区域が広範囲に指定されており、一方、大上戸川・内田川・藤の川沿いでは河口付近を中心に浸水深 0.5m 以上の区域が指定されています。



洪水浸水想定区域（想定最大規模 L2）

【参考】



洪水浸水想定区域 (計画規模 L1)

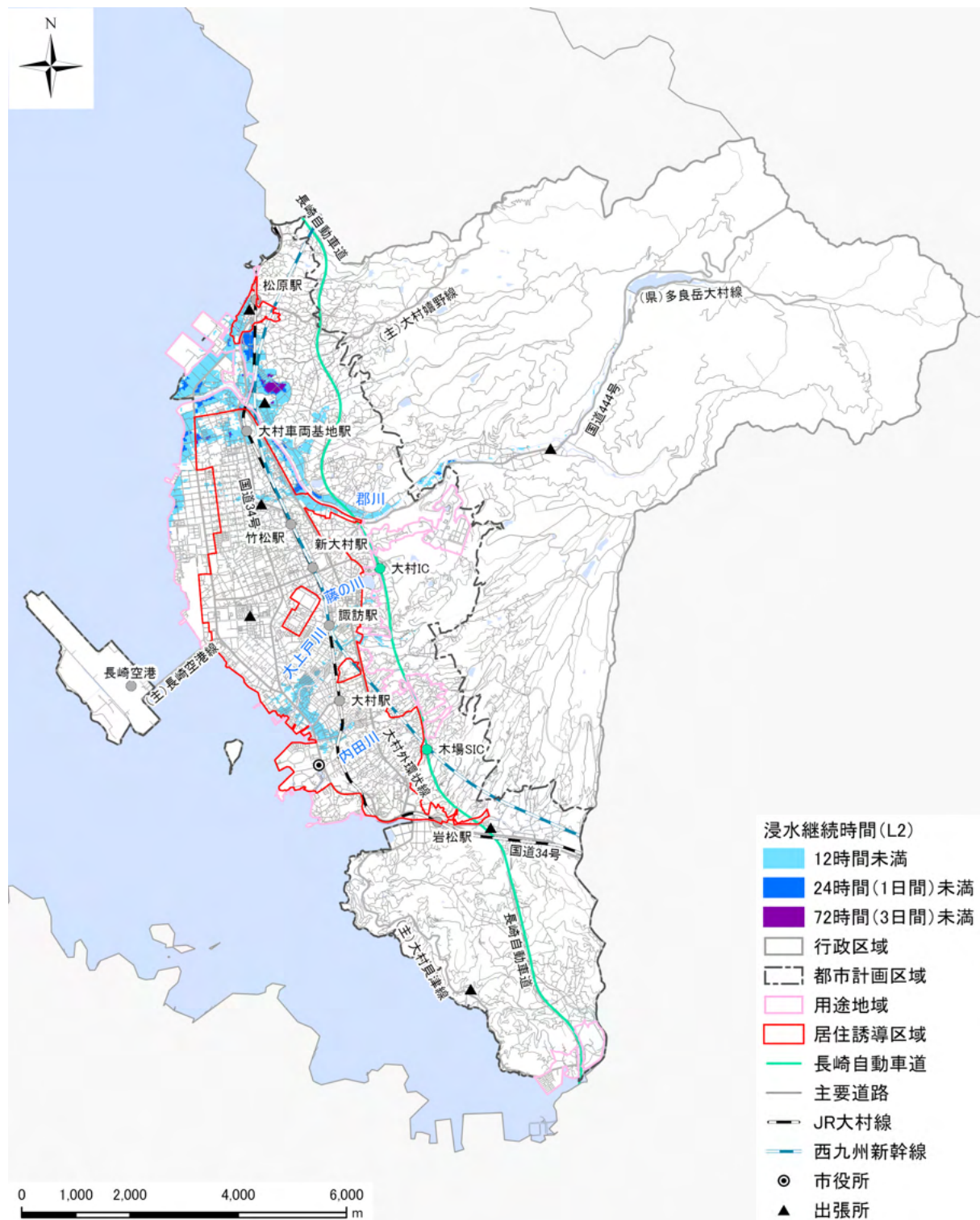
出典：長崎県資料

第7章 防災指針

(3) 浸水継続時間（想定最大規模 L2）

郡川沿いでは、浸水継続時間 12 時間未満の区域に加えて、浸水継続時間 24 時間（1 日間）未満の区域で面的に広がりを見せる場所が複数点在しており、さらに皆岡町・福重町を跨ぐ農地では浸水継続時間 72 時間（3 日間）未満の区域が存在しています。

一方、大上戸川・内田川・藤の川沿いでは、一部箇所を除き、浸水継続時間 12 時間未満の区域が広がっています。



浸水継続時間（想定最大規模 L2）

7章

7章



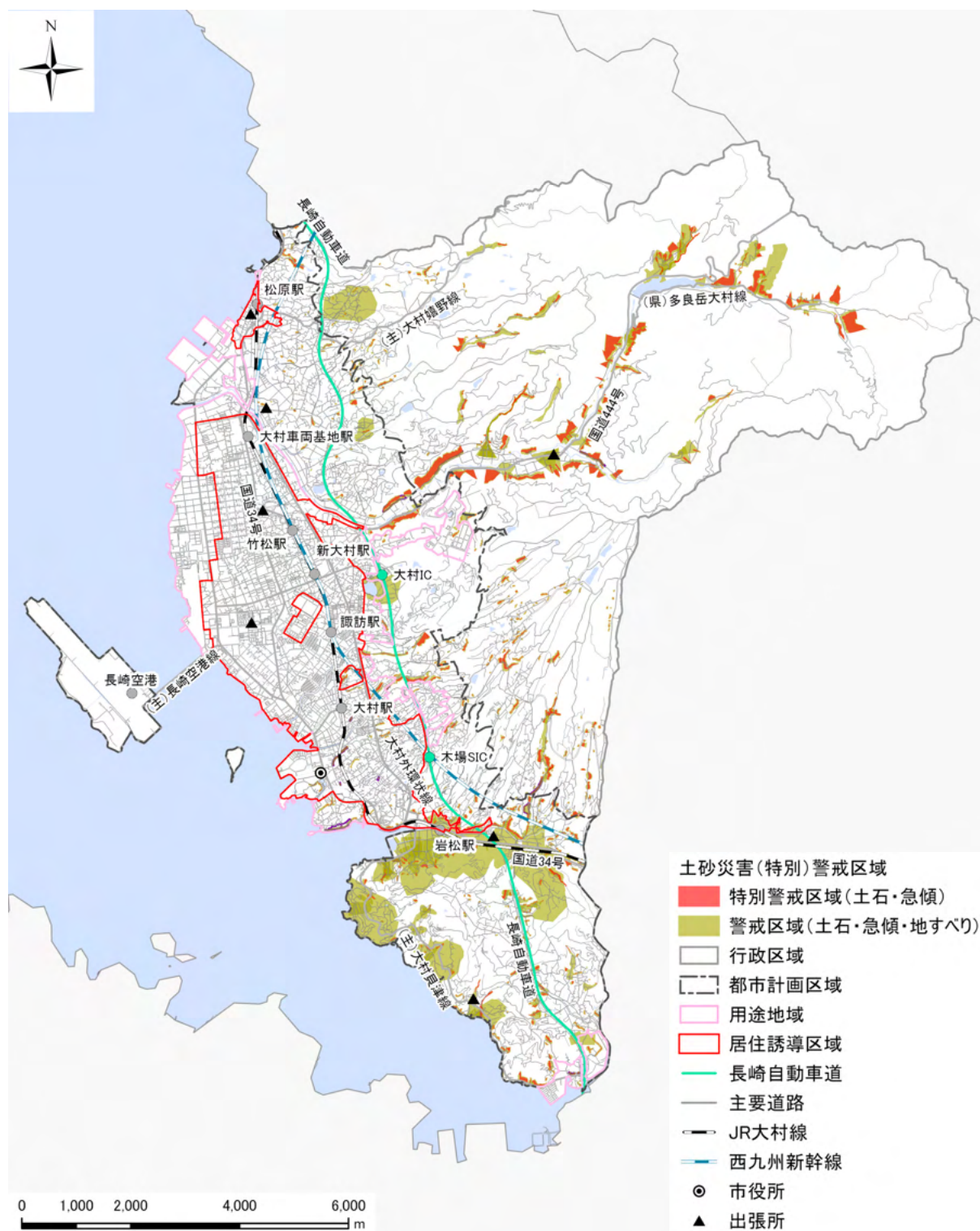
7章

第7章 防災指針

2.2 土砂災害

(1) 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

市中北部、市南部の山間部を中心に土砂災害警戒区域等が点在しています。市中北部では国道444号沿線に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が、市南部では国道34号、県道大村貝津線沿線に土砂災害警戒区域が面的に広がりをみせています。

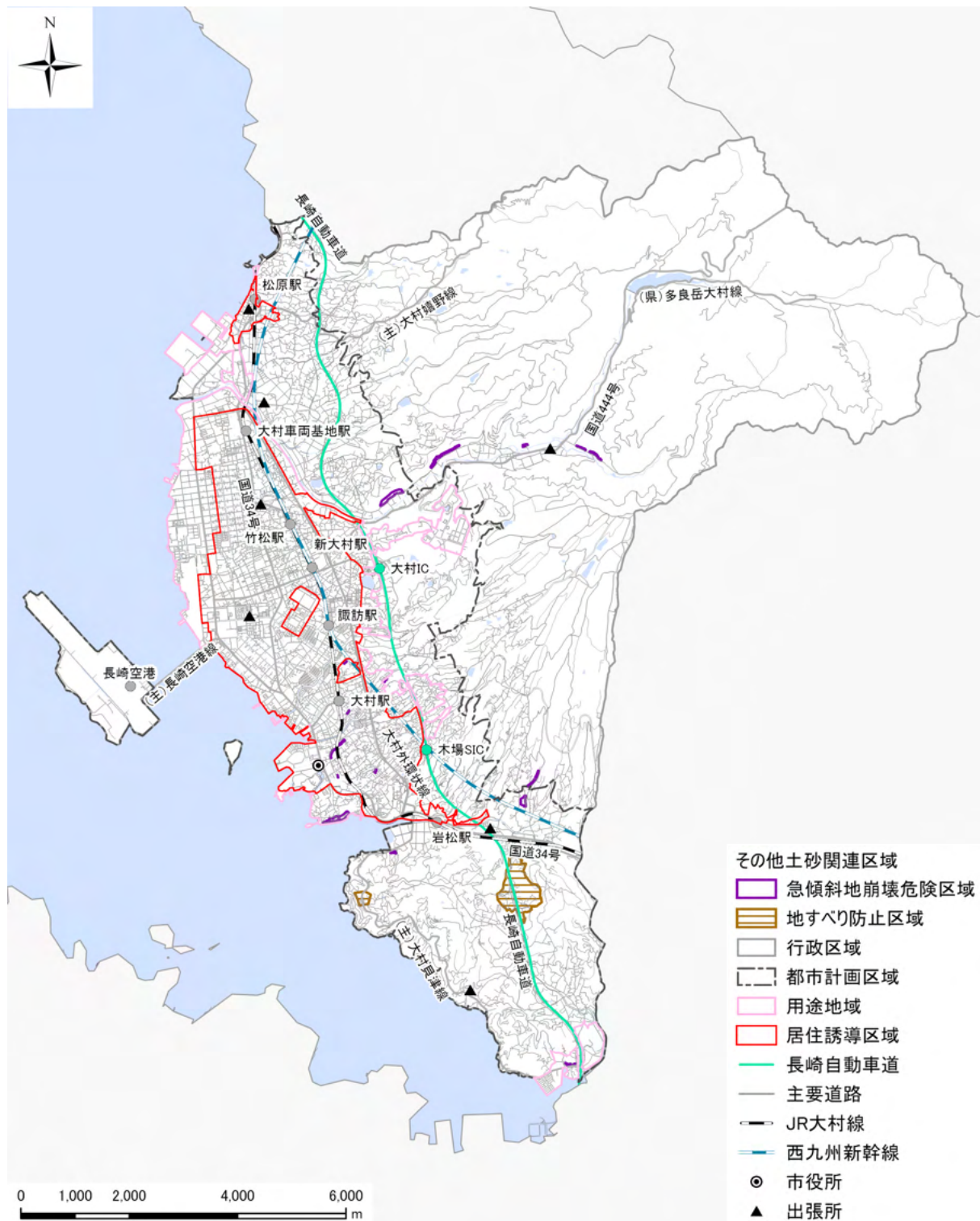


土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域

(2) 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域は、市中北部の国道 444 号沿線や、市中南部の大村駅周辺に比較的小さな単位で線状・点状に存在しています。

地すべり防止区域は、鈴田地区の大里町、三浦地区の西部町に1箇所ずつ位置しており、特に鈴田地区の地すべり防止区域は面的な広がりを持っています。



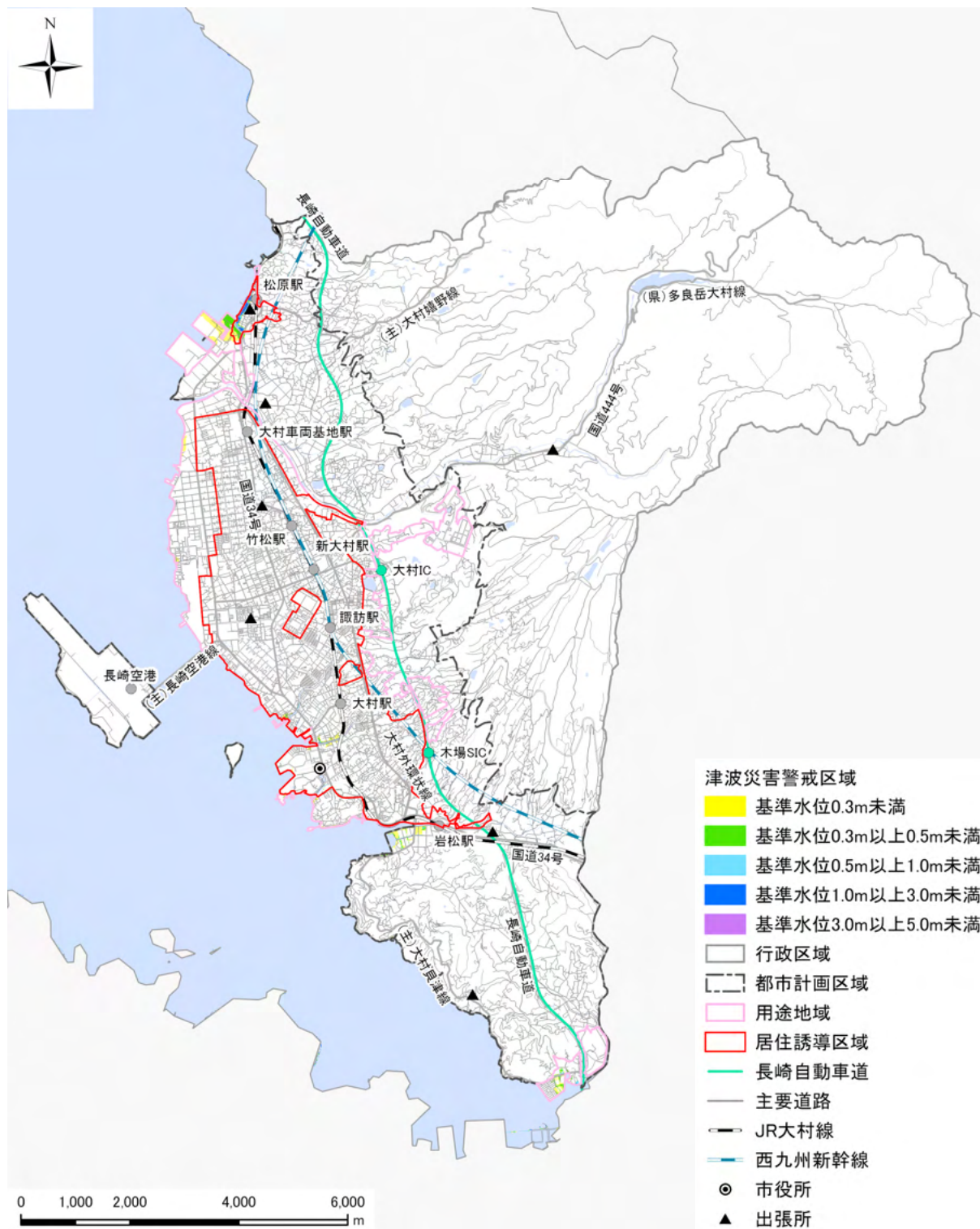
急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

第7章 防災指針

2.3 津波災害警戒区域

沿岸部の一部の地域において、津波災害警戒区域が指定されています。

松原地区の一部箇所を除き、基準水位 3.0m 以上の区域は存在しないが、建物集積が一定みられる場所で基準水位 0.5m 以上の区域が存在しています。



津波災害警戒区域



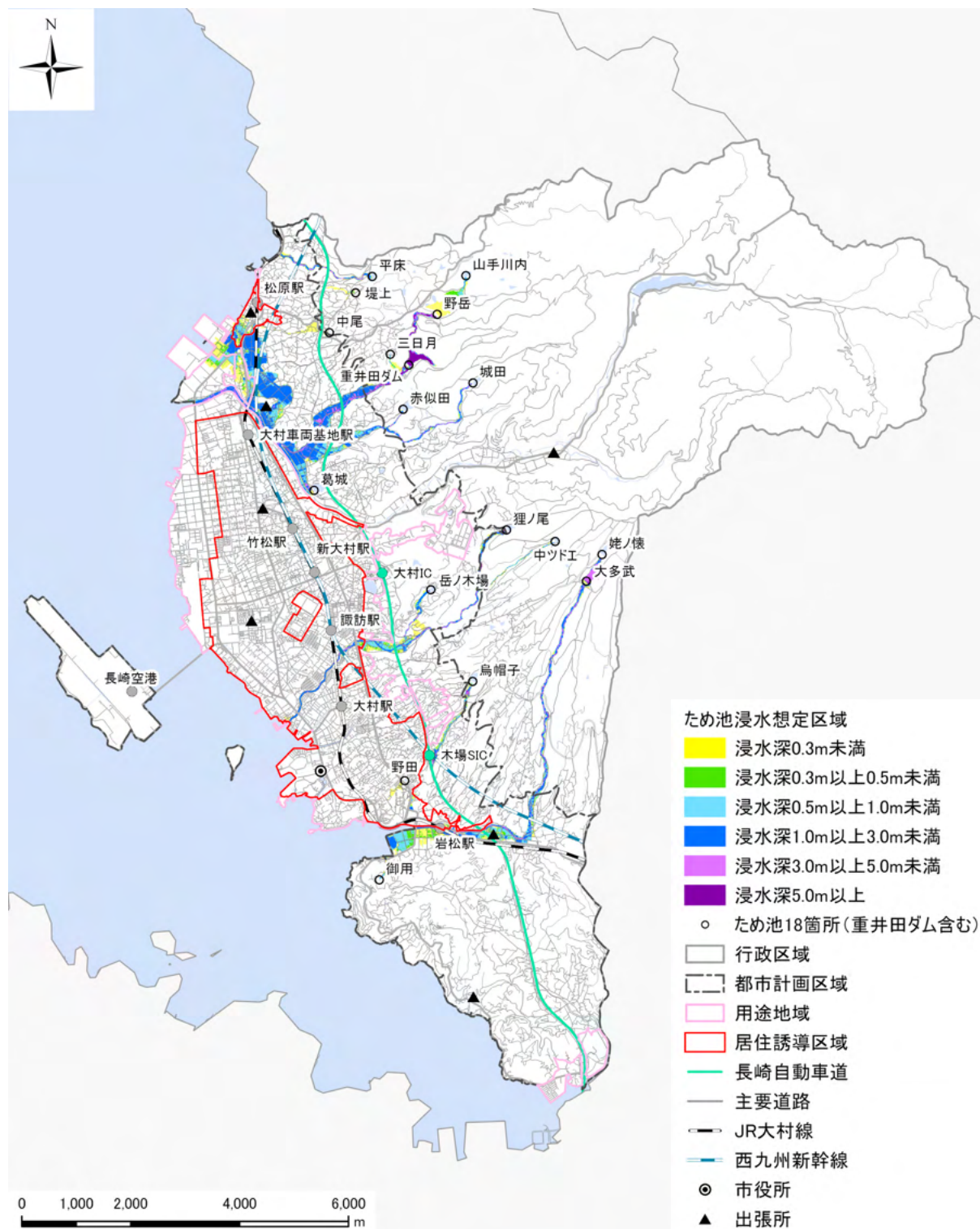
津波災害警戒区域（拡大図）

第7章 防災指針

2.4 ため池浸水想定区域

ため池浸水想定区域は、大雨や地震により、ため池の堤体が決壊した場合に想定される浸水区域を示すものです。

市北部では野岳ため池・重井田ダム、葛城ため池、市南部では姥ノ懐ため池・大多武ため池などによるため池浸水想定区域が面的に広がりを見せています。



ため池浸水想定区域

3 災害リスクの高い地域等の抽出

前記で収集・整理した災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせるにより、災害リスクの分析を行い、災害リスクの高い地域の抽出を行います。各種災害ハザード情報に重ねる情報及び分析の視点は下表のとおりです。

都市の情報

重ねる情報	出典
建物	都市計画区域内：平成 30 年都市計画基礎調査 都市計画区域外：基盤地図情報
要配慮者利用施設	大村市防災マップ 2021
指定避難所・指定緊急避難場所	大村市防災マップ 2021、大村市地域防災計画
アンダーパス	大村市防災マップ 2021
道路網（国道・県道・市道）	数値地図

災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ

災害ハザード情報	都市の情報	分析の視点
洪水浸水 想定区域 (L2)	・建物 ・要配慮者利用施設 ・避難施設（避難所・避難場所）	・家屋浸水のおそれがあるか ・施設が継続的に利用できるか ・避難施設を活用できるか
	・道路網（国道・県道・市道） ・アンダーパス ・避難施設（避難所・避難場所）	・避難路として活用可能か
	・建物 ・避難施設（避難所・避難場所）	・どの程度の孤立リスクがあるか
家屋倒壊等 氾濫想定区域	・建物 ・避難施設（避難所・避難場所）	・倒壊のおそれがある建物が存在するか
土砂災害 警戒区域	・建物 ・要配慮者利用施設 ・避難施設（避難所・避難場所）	・家屋の損壊や倒壊のおそれがあるか ・施設が継続的に利用できるか
	・道路網（国道・県道・市道） ・避難施設（避難所・避難場所）	・道路寸断、孤立リスクがあるか
津波災害 警戒区域	・建物 ・要配慮者利用施設 ・避難施設（避難所・避難場所）	・家屋浸水のおそれがあるか ・施設が継続的に利用できるか ・避難施設を活用できるか
	・道路網（国道・県道・市道） ・アンダーパス ・避難施設（避難所・避難場所）	・避難路として活用可能か
ため池浸水 想定区域	・建物 ・要配慮者利用施設 ・避難施設（避難所・避難場所）	・家屋浸水のおそれがあるか ・施設が継続的に利用できるか ・避難施設を活用できるか
	・道路網（国道・県道・市道） ・アンダーパス ・避難施設（避難所・避難場所）	・避難路として活用可能か

第7章 防災指針

災害リスクの分析にあたっては、大村市都市計画マスタープランや本計画における地区区分及び拠点配置を考慮し、本市を以下の8地区に分割し分析を行います。



分析のベースとなる地区区分

4 地区ごとの防災上の課題の整理

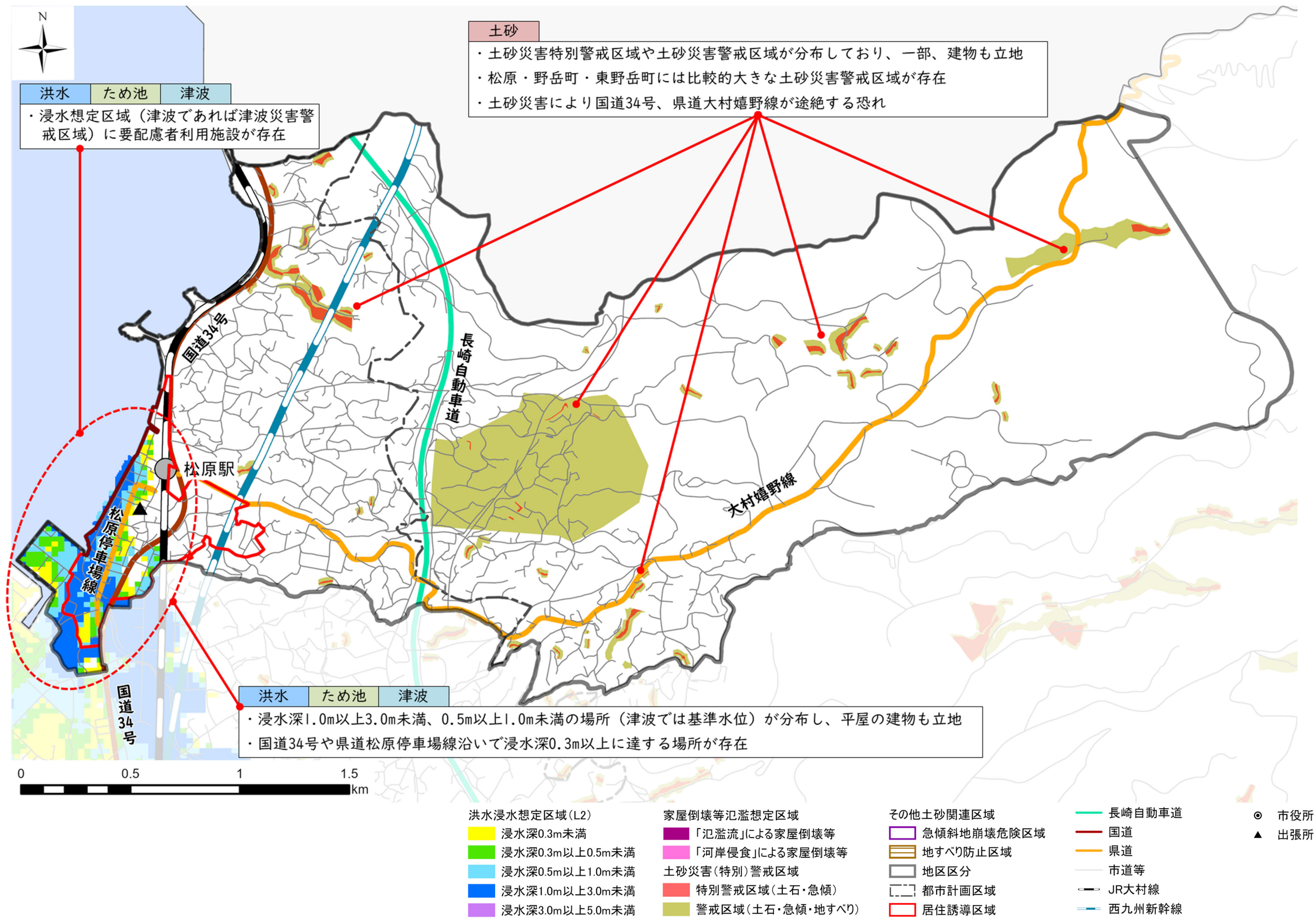
前記で示した、災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせによる分析結果を踏まえ、地区ごとの防災上の課題を以下のとおり整理します。

4.1 松原地区における課題

松原地区における防災上の課題

洪水	○浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）が大村湾沿いを中心に分布しており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（小学校、保育園、放課後児童クラブ）が存在しており、洪水時の円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○松原本町において国道 34 号や県道松原停車場線沿いの浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり、道路が途絶するおそれがあります。
土砂災害	○比較的大きな土砂災害警戒区域が松原・野岳町・東野岳町を跨ぐように存在しています。その他にも土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が地区内に分布しており、一部、建物の立地もみられます。 ○土砂災害により国道 34 号が武留路町・松原付近で、県道大村嬉野線は野岳町付近で途絶するおそれがあります。
津波	○松原本町や松原 2 丁目、武留路町では、基準水位 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで水位が達するおそれがある場所）や基準水位 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）が分布しており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民をはじめ、津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。 ○津波災害警戒区域内に要配慮者利用施設（小学校、保育園、放課後児童クラブ）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○松原本町において国道 34 号や県道松原停車場線沿いの基準水位が 0.3m 以上に達する場所があり道路が途絶するおそれがあります。
ため池	○松原本町を中心にため池浸水想定区域が比較的広く分布しており、建物の立地も多くみられます。浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）も比較的広く、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○ため池浸水想定区域内に要配慮者利用施設（小学校、保育園、放課後児童クラブ）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○松原本町において国道 34 号や県道松原停車場線沿いの浸水深が 0.3m 以上に達する場所があり、道路が途絶するおそれがあります。

松原地区における防災上の課題

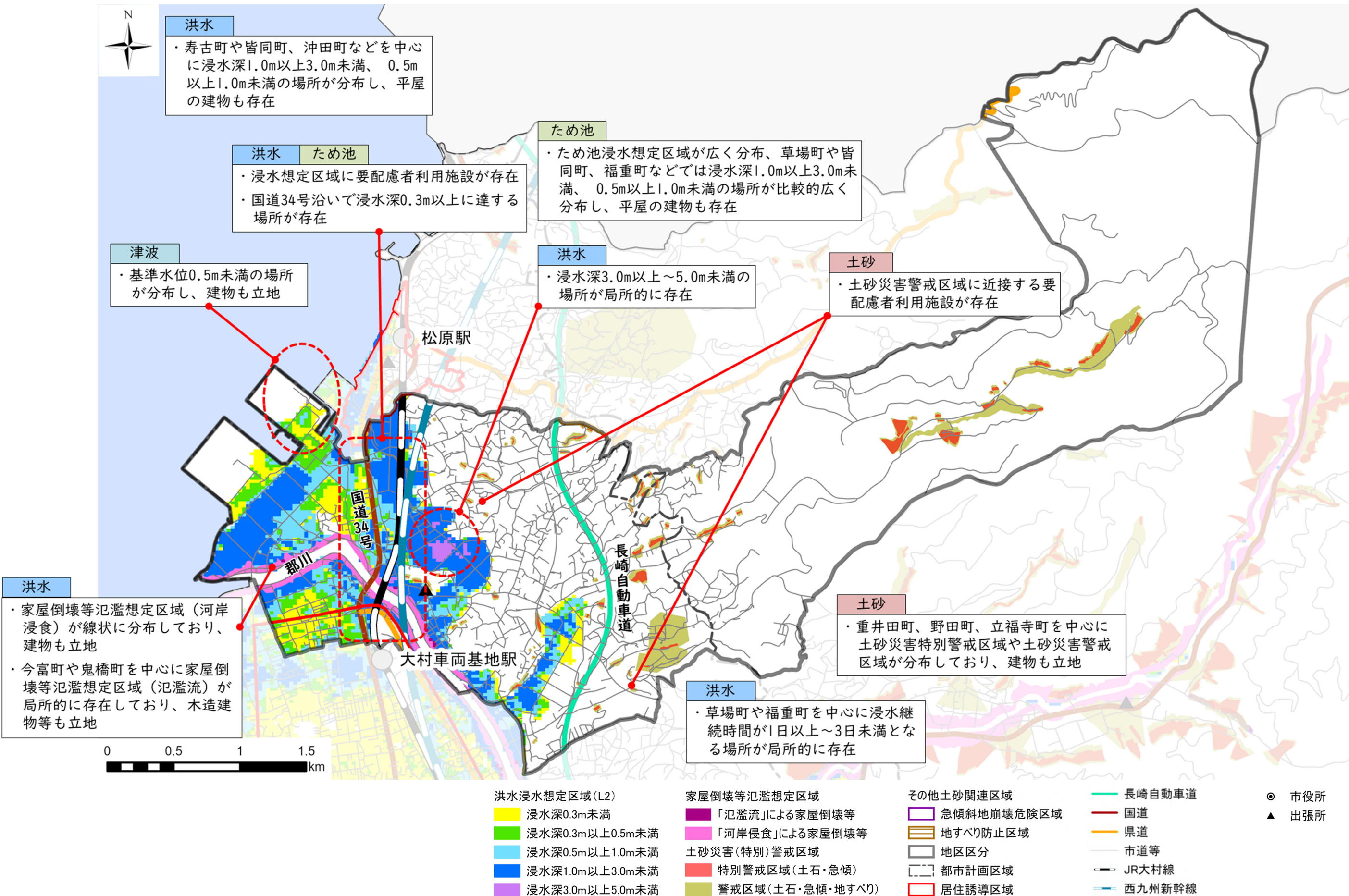


4.2 福重地区における課題

福重地区における防災上の課題

洪水	○浸水深 3.0m 以上～5.0m 未満の場所（＝2 階軒下ほどまで浸水するおそれがある場所）が皆同町に局所的に存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）も寿古町や皆同町、沖田町などを中心に広範囲に分布しています。こうした場所には現在、平屋の建物も存在しており、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（小中学校、保育園、高齢者施設、障がい者福祉施設、診療所）が存在しており、洪水時の円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○寿古町において国道 34 号沿いの浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり、道路が途絶するおそれがあります。 ○浸水継続時間（＝洪水時に避難が困難となる一定の浸水深 0.5m を上回る時間）が 1 日以上～3 日未満となる場所が草場町や福重町を中心に局所的に存在し、建物の立地もみられます。 ○郡川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が線状に分布しており、建物の立地もみられ、洪水時、河岸浸食による家屋倒壊のおそれがあります。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）も局所的に存在しており、木造等の建物の立地もみられ、洪水時、木造家屋が倒壊するような堤防決壊等が発生するおそれがあります。
土砂災害	○重井田町、野田町、立福寺町を中心に土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域の面的広がりがみられ、建物の立地もみられます。 ○福重町や野田町で土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設（高齢者施設、保育園）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。
津波	○寿古町や草場町では基準水位 0.5m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。
ため池	○ため池浸水想定区域が広く分布しており、建物の立地も多くみられます。浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）も草場町や皆同町など広範囲にわたっており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○ため池浸水想定区域内に要配慮者利用施設（小学校、保育園、高齢者施設、障がい者福祉施設、診療所）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○寿古町、皆同町において国道 34 号沿いが浸水深 0.3m 以上に達する場所があり、道路が途絶するおそれがあります。

福重地区における防災上の課題

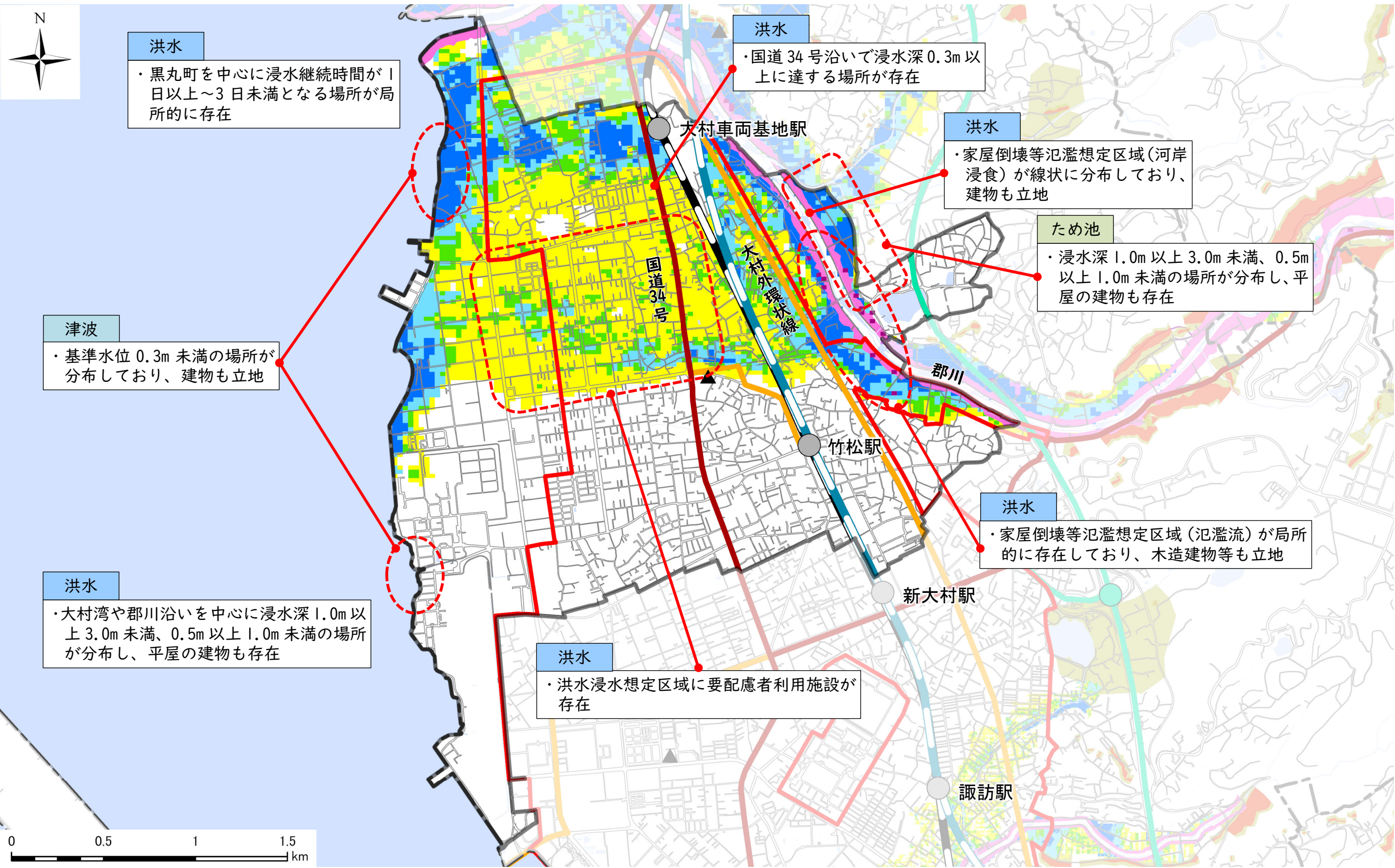


4.3 竹松地区における課題

竹松地区における防災上の課題

洪水	○浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）が大村湾や郡川沿いを中心に分布しており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（学校、保育園、放課後児童クラブ、高齢者施設、障がい者福祉施設、診療所）が存在しており、洪水時の円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○宮小路において国道 34 号沿いの浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり、道路が途絶するおそれがあります。 ○浸水継続時間（＝洪水時に避難が困難となる一定の浸水深 0.5m を上回る時間）が 1 日以上～3 日未満となる場所が黒丸町を中心に局所的に存在し、建物の立地もみられます。 ○郡川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が線状に分布しており、建物の立地もみられ、洪水時、河岸浸食による家屋倒壊のおそれがあります。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）も局所的に存在しています。
津波	○黒丸町や富の原 1 丁目では基準水位 0.3m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。
ため池	○竹松町や鬼橋町の郡川右岸でため池浸水想定区域が分布しており、建物の立地もみられます。浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）もあり、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。

竹松地区における防災上の課題



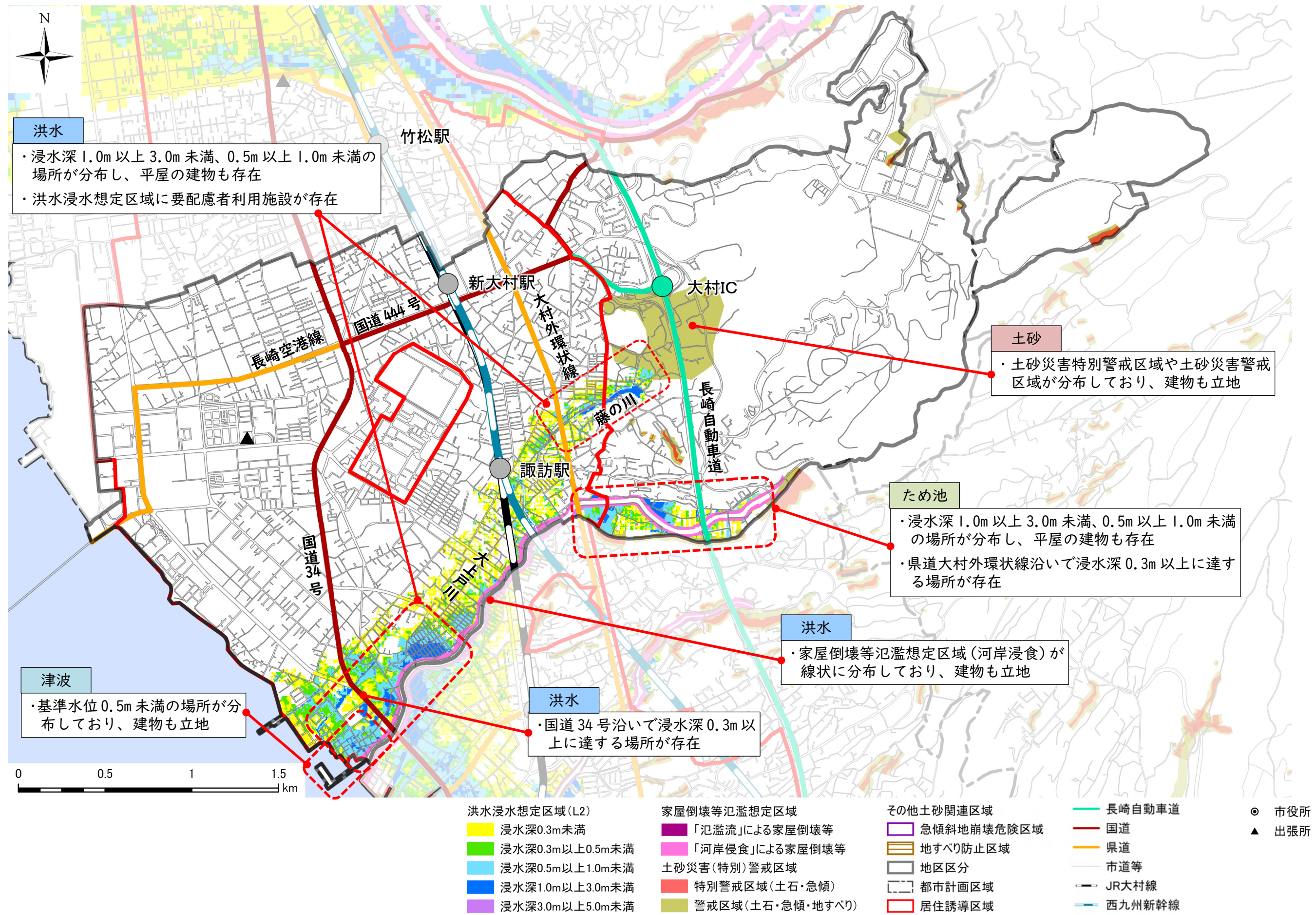
- | | | | | |
|----------------------|---------------------|------------------|---------------|------------|
| 洪水浸水想定区域 (L2) | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | その他土砂関連区域 | 長崎自動車道 | 市役所 |
| ■ 浸水深0.3m未満 | ■ 「氾濫流」による家屋倒壊等 | ■ 急傾斜地崩壊危険区域 | — 国道 | ▲ 出張所 |
| ■ 浸水深0.3m以上0.5m未満 | ■ 「河岸侵食」による家屋倒壊等 | ■ 地すべり防止区域 | — 県道 | |
| ■ 浸水深0.5m以上1.0m未満 | ■ 土砂災害 (特別) 警戒区域 | ■ 地区区分 | — 市道等 | |
| ■ 浸水深1.0m以上3.0m未満 | ■ 特別警戒区域 (土石・急傾) | ■ 都市計画区域 | — JR大村線 | |
| ■ 浸水深3.0m以上5.0m未満 | ■ 警戒区域 (土石・急傾・地すべり) | ■ 居住誘導区域 | — 西九州新幹線 | |

4.4 西大村地区における課題

西大村地区における防災上の課題

洪水	○浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）が大上戸川や藤の川沿いに分布しており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（保育園、放課後児童クラブ、高齢者施設、診療所）が存在しており、洪水時の円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○杭出津 1・2 丁目において国道 34 号沿いが、また、諏訪、上諏訪町において県道大村外環状線沿いで浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり、道路が途絶するおそれがあります。 ○大上戸川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が線状に分布しており、建物の立地もみられ、洪水時、河岸浸食による家屋倒壊のおそれがあります。
土砂災害	○大村 I C 周辺に比較的大きな土砂災害警戒区域が存在し、建物の立地もみられます。
津波	○杭出津 1 丁目では基準水位 0.5m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。
ため池	○上諏訪町や杭出津 1 丁目ではため池浸水想定区域が分布しており、建物の立地もみられます。上諏訪町では浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）もあり、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○諏訪、上諏訪町において県道大村外環状線沿いで浸水深が 0.3m 以上に達する場所があり、道路が途絶するおそれがあります。

西大村地区における防災上の課題

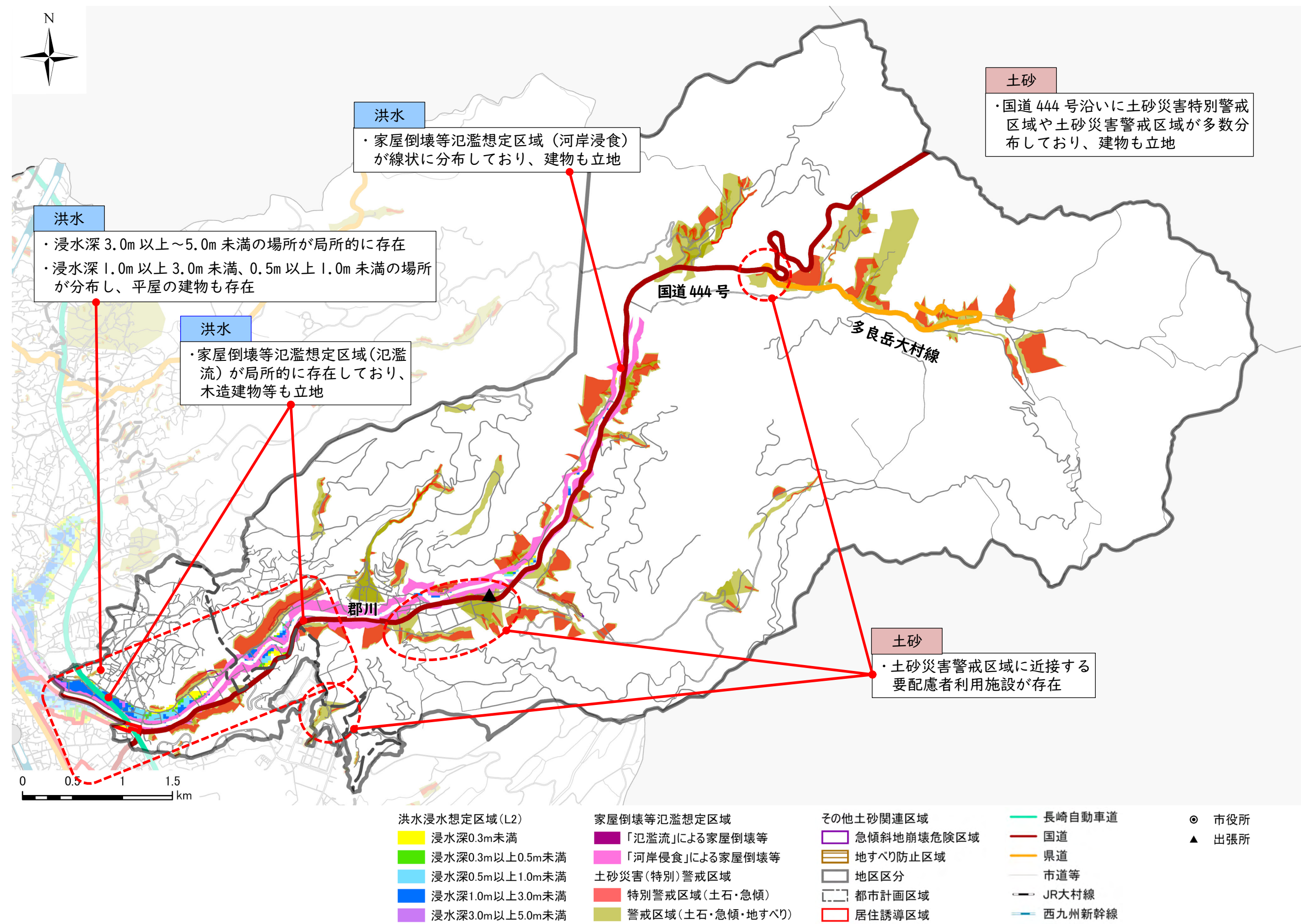


4.5 萱瀬地区における課題

萱瀬地区における防災上の課題

洪水	○浸水深 3.0m 以上～5.0m 未満の場所（＝2 階軒下ほどまで浸水するおそれがある場所）が荒瀬町と宮代町に局所的に存在しており、浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）も同地域を中心に郡川沿いに分布しています。こうした場所には現在、平屋の建物も存在しており、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○郡川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が線状に分布しており、建物の立地もみられ、洪水時、河岸浸食による家屋倒壊のおそれがあります。また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）も局所的に存在しています。
土砂災害	○国道 444 号沿いに比較的大きな土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が多数分布しており、建物の立地もみられます。 ○雄ヶ原町や田下町、黒木町では、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設（小学校、保育園、高齢者施設）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○土砂災害により国道 444 号が黒木町や中岳町、田下町、原町などの広範囲で途絶するおそれがあります。

萱瀬地区における防災上の課題

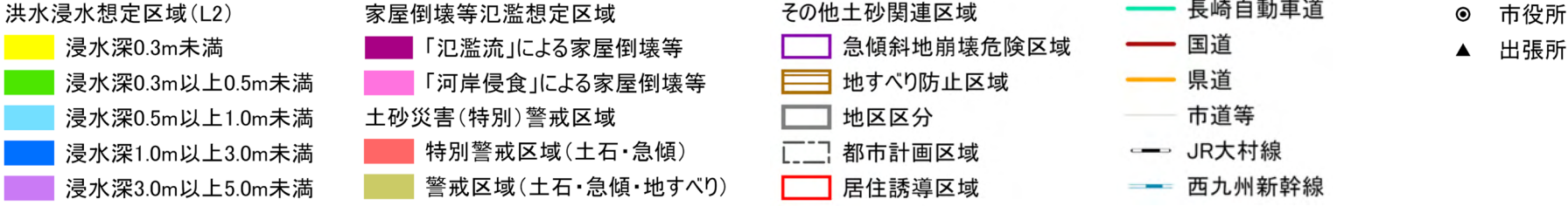
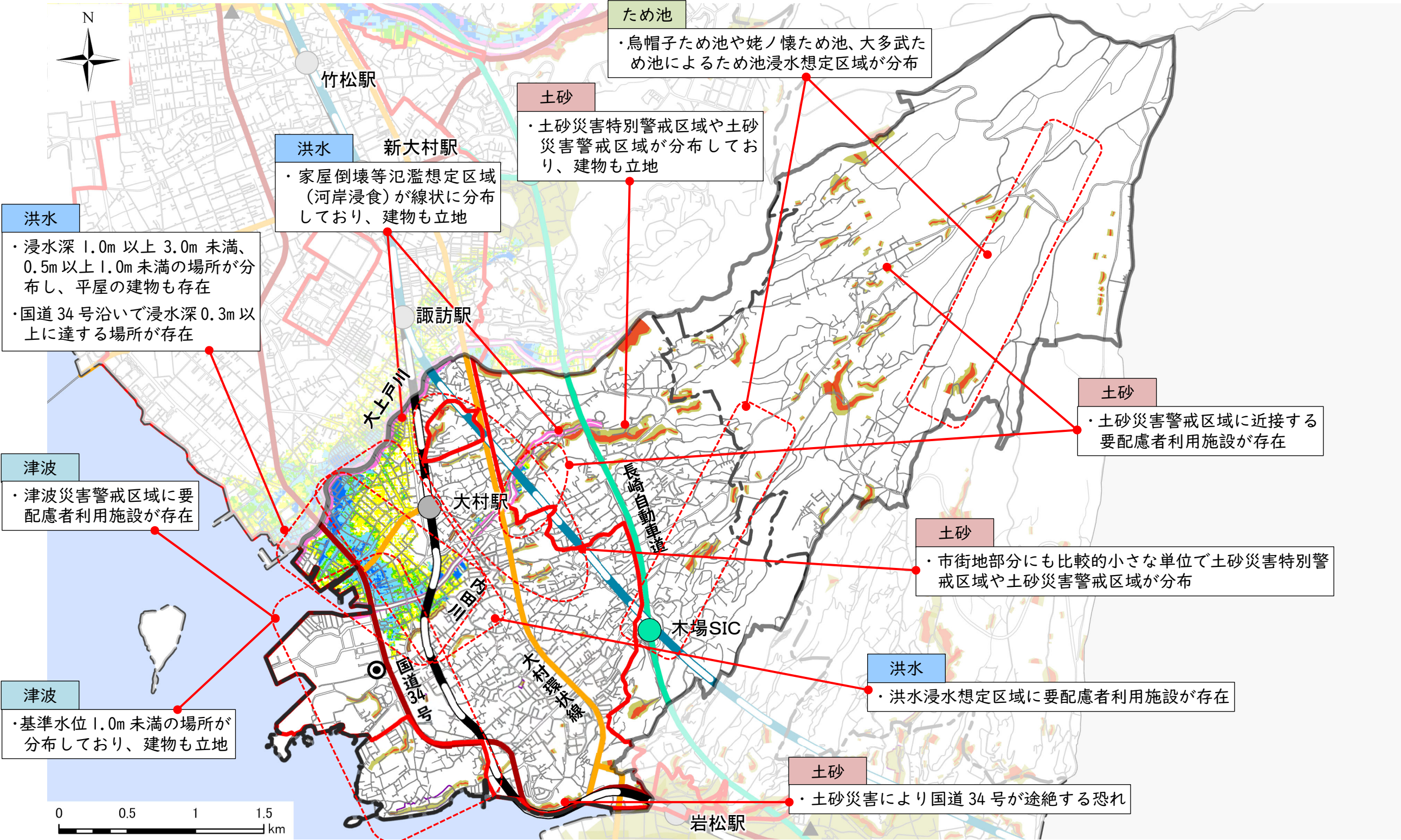


4.6 大村地区における課題

大村地区における防災上の課題

洪水	○浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）が大上戸川や内田川沿いの特に河口付近に分布しており、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（小学校、高校、保育園、高齢者施設、障がい者福祉施設、病院・診療所）が存在しており、洪水時の円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○水主町、西本町、本町において国道 34 号沿いの浸水深が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり道路が途絶するおそれがあります。 ○大上戸川や内田川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が線状に分布しており、建物の立地もみられ、洪水時、河岸浸食による家屋倒壊のおそれがあります。
土砂災害	○徳泉川内町や水計町、東大村 1 丁目等を中心に比較的大きな土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が分布しており、市街地部分においても比較的小さな単位で土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が分布し、建物の立地もみられます。 ○赤佐古町や水計町、東大村 2 丁目では土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設（学校、高齢者施設、放課後児童クラブ）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○土砂災害により国道 34 号が久原付近で途絶するおそれがあります。
津波	○西本町や本町、東本町、片町では、内田川沿いや海岸沿いの一部で基準水位 1.0m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。 ○津波災害警戒区域内に要配慮者利用施設（診療所）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要である。
ため池	○鳥帽子ため池や姥ノ懐ため池、大多武ため池によるため池浸水想定区域が分布しており、建物の立地も一部みられることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。

大村地区における防災上の課題

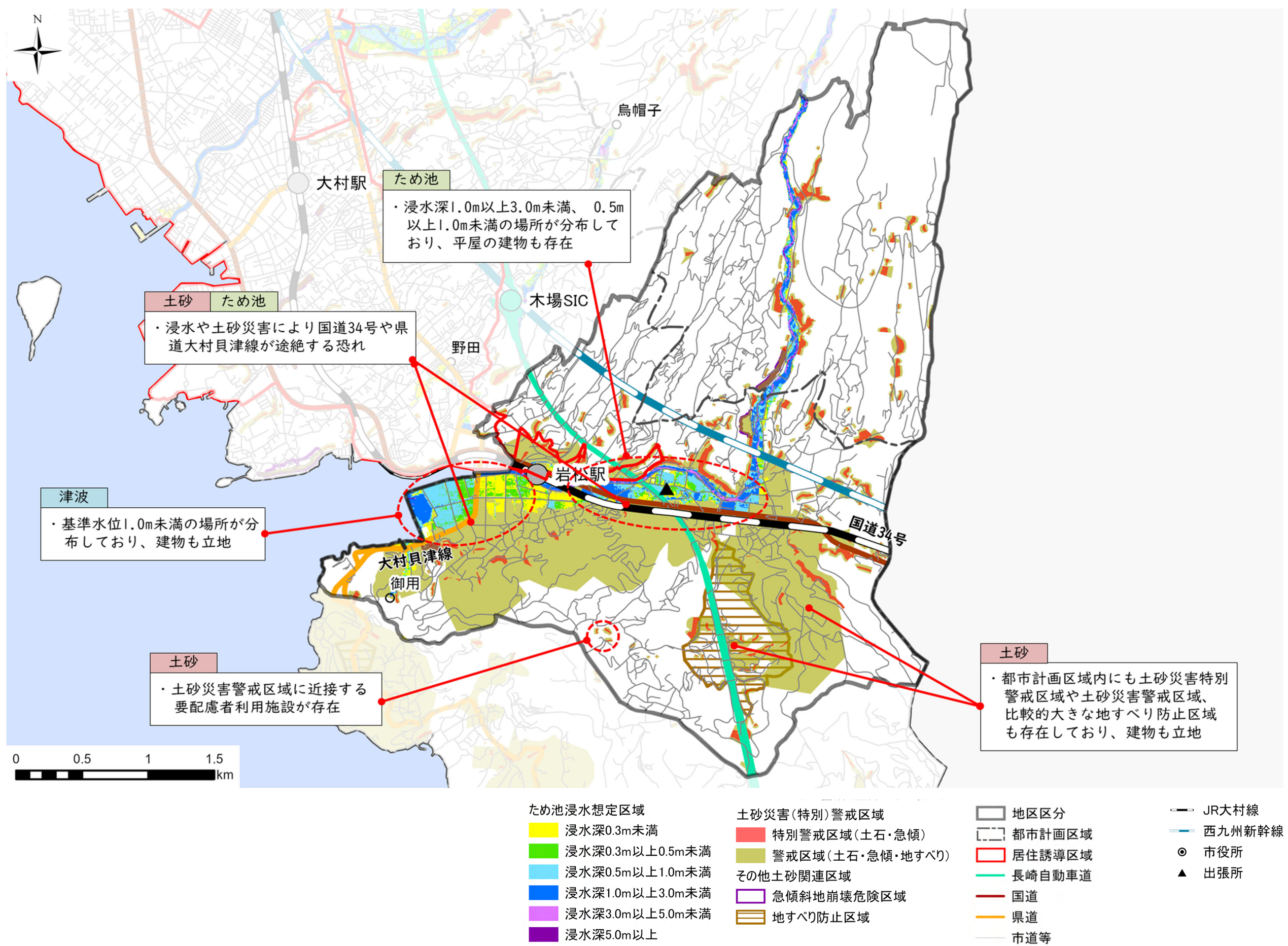


4.7 鈴田地区における課題

鈴田地区における防災上の課題

土砂災害	○陰平町や中里町など都市計画区域内の広範囲にわたって土砂災害警戒区域が分布しており、建物の立地も多数みられます。また、大里町・中里町では比較的大きな地すべり防止区域も存在しています。 ○大里町では土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設（障がい者福祉施設）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○土砂災害により国道 34 号が岩松町や陰平町、大里町、中里町付近で、また、県道大村貝津線が陰平町付近で途絶するおそれがあります。
津波	○陰平町では基準水位 1.0m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。
ため池	○鳥帽子ため池や姥ノ懐ため池、大多武ため池によるため池浸水想定区域が小川内川や鈴田川沿いに分布しており、建物の立地もみられます。小川内町や大里町、陰平町、岩松町を中心に浸水深 1.0m 以上 3.0m 未満の場所（＝2 階床下ほどまで浸水するおそれがある場所）や浸水深 0.5m 以上 1.0m 未満の場所（＝歩行困難になる場所）もあり、平屋の建物も存在していることから、建物上層階へ垂直避難が困難な住民等の安全確保が必要です。 ○国道 34 号は岩松町や陰平町、大里町、中里町付近で、また、県道大村貝津線は陰平町付近で浸水深が 0.3m 以上に達する場所があり道路が途絶するおそれがあります。

鈴田地区における防災上の課題

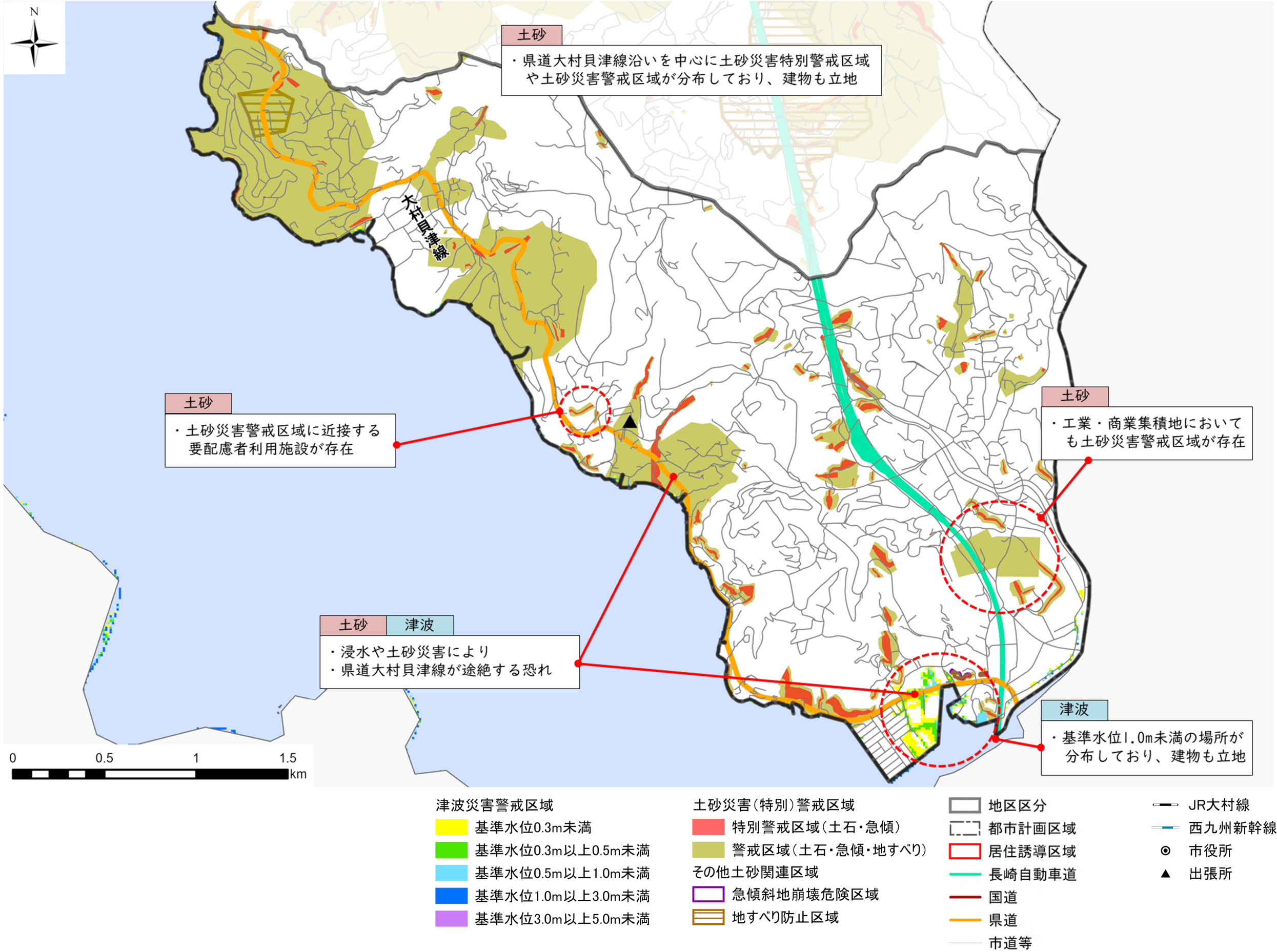


4.8 三浦地区における課題

三浦地区における防災上の課題

土砂災害	○県道大村貝津線沿いに比較的大きな土砂災害警戒区域が複数分布しており、建物の立地も多数みられます。また、今村町と溝陸町を跨ぐ工業・商業集積地においても土砂災害警戒区域が存在しています。 ○日泊町では土砂災害警戒区域に近接する要配慮者利用施設（小学校）が存在しており、円滑で迅速な避難確保が必要です。 ○土砂災害により県道大村貝津線が西部町や日泊町、溝陸町付近で途絶するおそれがあります。
津波	○溝陸町では基準水位 1.0m 未満の場所が分布しており、建物の立地も一部みられることから津波災害防止のための警戒避難体制が必要です。 ○溝陸町において県道大村貝津線沿いの基準水位が 0.3m 以上（＝自動車が走行できない浸水深）に達する場所があり道路が途絶するおそれがあります。

三浦地区における防災上の課題



5 地区ごとの課題を踏まえた取り組み方針

本計画では、「災害リスクに対して安全・安心な住環境の確保」という課題に対して、課題解決のために必要な施策・誘導方針を以下のとおり定めています。

市民・事業者等・行政が一体となった総合的な防災・減災対策の推進

- 居住誘導区域から災害リスクが高い地域を除外するなど、人命や財産保護の観点から、より安全な地域への居住を誘導し、自然災害による被害発生を防止します。
- 河川整備や土砂災害防止対策等の基盤整備に加えて、市民や事業者等と連携した避難環境・避難体制の充実、適切な情報提供・意識啓発等を通じて、防災面からの住環境の向上と、「いざ」という時に迅速に行動できる地域づくりを推進します。

また、「立地適正化計画作成の手引き」では、①居住誘導区域の見直し等による災害リスクの回避と、②ハード・ソフト両面からの災害リスクの低減の大きく2つの考え方により、取り組み方針を定めるものとしています。

そのため、施策・誘導方針や災害リスクの回避・低減の視点、及び地区ごとの防災上の課題を踏まえ、取り組み方針を以下のとおり定めます。



地区ごとの課題を踏まえた取り組み方針

第7章 防災指針

6 具体的な取り組み、スケジュール

6.1 具体的なハード・ソフトの取り組み

前記で示した地区ごとの課題を踏まえた取り組み方針について、今後の具体的な取り組み内容を大村市地域防災計画の方針等を踏まえ以下に整理します。

(1) 共通

自主防災組織等の結成・育成：低 減

○防災に関する各種広報・啓発活動を積極的に実施して、防災組織の結成・育成を促進します。地域の実情にあった自主的な防災組織を設け、日頃から災害の発生を想定した訓練を積み重ね、地域にあった自主防災組織を育成・強化します。

地区防災計画の作成・提案の奨励：低 減

○地区の防災能力を向上するため、自主防災組織等と事業者による地区における自発的な防災活動に関する地区防災計画を作成して、市防災会議に提案することを奨励します。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等：低 減

○浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について指導するとともに、計画作成や訓練実施にあたっては、市及び関係機関が連携して、必要な支援を行います。

警戒等の伝達手段の確立：低 減

○メールマガジン、携帯への登録及び戸別受信機（防災ラジオ）未受領者への受領の呼びかけとともに、浸水想定区域内や警戒区域内にある出張所や浸水想定区域に隣接する学校・福祉施設については、電話・FAXによる警報伝達手段により情報が共有できるよう普段からの連携強化を図ります。

備蓄倉庫等の整備：低 減

○県が定めた「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、分散備蓄に努めるため、指定避難所の位置を基準に、災害時孤立するおそれのある地区等を考慮し、前記に示す備蓄量を保管できる備蓄倉庫を計画的に整備します。

市民・事業所による備蓄の促進：低 減

○災害時における飲料水、食料、生活必需品等の確保は、被災者の生命を維持する上で極めて重要であることから、市として備蓄体制の整備を進めるほか、市民や事業所においても、それぞれ飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努めるよう指導・啓発します。

道路・橋梁等の維持・管理：低 減

○幹線道路や災害時に孤立するおそれのある地域を結ぶ道路及び災害時の避難路となる生活道路等については、適切な維持・管理に努めます。

避難路の整備：低 減

○被災者が避難所へ安全に避難できるよう、都市計画道路等の主要幹線道路及び生活道路に指定避難所への誘導表示板等を設置するとともに、夜間の避難行動や要配慮者等の安全避難に配慮の上、避難路として整備します。

緊急輸送路の整備促進：低 減

○大村市地域防災計画において、災害時の緊急輸送道路として位置付けられている次の道路について、人員、物資の輸送に支障のないよう整備促進を図ります。

指定道路：長崎自動車道、国道 34・444 号、県道大村嬉野線、県道大村貝津線、県道長崎空港線、県道大村外環状線、八幡町線、大村駅前線、西三城杭出津線、乾馬場空港線、杭出津松原線、上久原芋堀手線、国立病院前線、岩船中嶋線、田ノ平線、徳泉川内久原線、本小路南川内線、富松神社山田三号橋線、松並竹松本町線、古賀島町沖田線、原口古賀島町線、竹松駅前空港線、宮小路八幡線、竹松駅坂口線、鬼橋線、坂口皆同線、城ノ前線、皆同重井田線、武留路野岳線、惣原田田久保線、溝陸田久保線、広域農道多良岳西部線、富の原坂口線、広域農道大村東彼線

(2) 洪水**災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外：回 避**

○家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある区域であり、人命被害に直結する可能性が懸念されることから、居住誘導区域に含めないこととします。

○浸水深 3.0m 以上では、建物の 2 階床下ほどまで浸水するおそれがあり、3 階以上への垂直避難が、指定避難所への避難が必要になりますが、洪水浸水想定区域内に含まれる建物のほとんどが 3 階未満の建物となっています。そのため、垂直避難が困難になる可能性がある浸水深 3.0m 以上の区域については、居住誘導区域に含めないこととします。

河川の拡幅や護岸の整備等：低 減

○洪水による堤防の決壊や溢水等の災害を防止するため、関係機関と連携し、河川の拡幅や護岸の整備等を促進するとともに、河床の土砂の堆積状況に応じて、土砂の排除等の処置を促進します。

浸水想定区域、避難所等の周知：低 減

○浸水想定区域内及び浸水想定区域近傍に居住する市民に対し、広報おおむら、市ホームページ及び防災マップ等により浸水想定区域や避難所等に関する情報を周知します。

市民への的確な情報提供体制：低 減

○溢水の危険箇所、護岸の崩壊箇所等について、気象に関する情報、特に降雨の状況、河川水位の上昇に留意し、事前に適切な広報を実施して被害防止に努めます。

(3) 土砂災害**災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外：回 避**

○人命・財産上の被害に直結するおそれが高い土砂災害特別警戒区域・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域（災害レッドゾーン）は居住誘導区域に含めないこととします。また、より安全な居住環境を確保するために、土砂災害警戒区域（災害イエローゾーン）についても居住誘導区域に含めないこととします。

第7章 防災指針

土砂災害警戒区域等での対策工の実施：低 減

○土砂災害警戒区域等に指定された地区では、県と連携して計画的に崩壊防止工事や砂防ダム等の整備を行います。

警戒区域、避難所等の周知：低 減

○警戒区域内及び警戒区域近傍に居住する市民に対し、広報おおむら、市ホームページ及び防災マップ等により、警戒区域や避難所等に関する情報を周知します。

(4) 津波災害

堤防、護岸及び避難路の整備：低 減

○大村湾沿岸で浸水が想定される地域は、「津波浸水想定区域」及び「津波災害警戒区域」に基づき、堤防、護岸及び避難路の整備を行います。

浸水想定区域、避難所等の周知：低 減

○浸水想定区域内及び浸水想定区域近傍に居住する市民に対し、避難場所、避難方向を示した防災マップにより、浸水想定区域や避難所等に関する情報を周知します。

(5) ため池浸水

保守点検、降雨前の事前放流による低水位管理：回 避

○ため池の点検を行い、貯水位等を監視するとともに大雨が予測される場合は、事前に水位を下げる等の処置を講じます。

防災重点農業用ため池の整備促進：低 減

○令和3（2021）年度から劣化状況評価等の調査を実施し、防災工事が必要と判断される防災重点農業用ため池の整備促進を図ります。

浸水想定区域、避難所等の周知：低 減

○「ため池ハザードマップ」を地区公民館や各出張所に掲示するとともに、追加となった8箇所の防災重点ため池についても浸水想定区域図を作成し、市ホームページ等に公開して周知を図ります。

迅速な避難勧告・指示のための連絡体制の周知：低 減

○豪雨時や地震時等における防災重点ため池の「緊急連絡網」及び「大村市防災重点ため池マップ」を市ホームページに公開して周知を図ります。

6.2 取り組みスケジュール

前記で示した具体的な取り組みについて、今後の実施スケジュールを以下に示します。
なお、防災指針に関連する目標値は、第8章「目標値の設定」に掲載します。

取り組みスケジュール

具体的な取り組み	実施主体	災害リスク				スケジュール		
		洪水	土砂	津波	ため池	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
自主防災組織等の結成・育成	市・市民	●	●	●	●	→		→
地区防災計画の作成・提案の奨励	市・市民	●	●	●	●	→		→
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等	市・事業者	●	●	●	●	→	→	→
警戒等の伝達手段の確立	市・事業者	●	●	●	●	→	→	→
備蓄倉庫等の整備	市	●	●	●	●	→		
市民・事業所による備蓄の促進	市・市民 ・事業者	●	●	●	●	→		→
道路・橋梁等の維持・管理	国・県・市	●	●	●	●	→		→
避難路の整備	市	●	●	●	●	→		→
緊急輸送路の整備促進	国・県・市	●	●	●	●	→		→
災害リスクが高いエリアの居住誘導区域からの除外	市	●	●			本計画の策定 に合わせて実施		
河川の拡幅や護岸の整備等	県・市	●				→		
浸水想定区域、避難所等の周知	市	●		●	●	→		→
市民への的確な情報提供体制	市	●				→		→
土砂災害警戒区域等での対策工の実施	県・市		●			→		→
警戒区域、避難所等の周知	市		●			→		→
堤防、護岸及び避難路の整備	県・市			●		→		→
保守点検、降雨前の事前放流による低水位管理	市・管理者				●	→		→
防災重点農業用ため池の整備促進	市・管理者				●	→	→	→
迅速な避難勧告・指示のための連絡体制の周知	市				●	→		→

7 実現化に向けた方策

市民・事業者等・行政が一体となった総合的な防災・減災対策の推進に向けて、防災・減災対策に係る予算制度等を活用しながら、具体的な取り組みを着実に推進していきます。

（共通）要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律の各法では、被災のおそれのある地域において、市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者または管理者に避難確保計画を作成することを義務づけています。

避難確保計画の作成主体は施設管理者等であることから、施設管理者等に計画の重要性を認識してもらうための働きかけと、計画作成にあたって適切なサポートを行いながら避難確保計画の作成を推進します。

「避難確保計画」の作成・提出



「避難訓練」の実施



記載例

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

解説編 第1章1.1（1） 対象となる災害

【施設名： ○○○○ 】

○ 年 ○ 月 作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートの必要な項目を記入してください。
記入する場所は黄色の背景で示しています。
様式2は対象となる災害のみ記入してください。
自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

記載例

洪水

4 防災体制

解説編 第1章1.3（2）
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》
防災体制の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報、避難誘導、避難確保等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》
防災体制の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもとと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制の判断時期及び役割分担】

体制の判断時期	体制	活動内容	対応（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意情報発生 ・OOH（OO市道） ・注意情報発生	注意 レベル2	洪水情報等の情報収集 洪水情報等の情報伝達 使用する設備等の点検 避難所・避難所への事前協力依頼 避難所への事前協力依頼	総括・情報（情報収集伝達要員） 避難誘導（避難誘導要員） 総括・情報（情報収集伝達要員） 避難誘導（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水警戒情報発生 ・OOH（OO市道） ・警戒情報発生	警戒 レベル3	洪水情報等の情報収集 洪水情報等の情報伝達 使用する設備等の点検 避難所・避難所への事前協力依頼 避難所への事前協力依頼	総括・情報（情報収集伝達要員） 避難誘導（避難誘導要員） 総括・情報（情報収集伝達要員） 避難誘導（避難誘導要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水非常情報発生 ・OOH（OO市道） ・非常情報発生	非常 レベル4	施設内全体の避難誘導 避難所への事前協力依頼	避難誘導（避難誘導要員）

レベル2 注意体制
・災害モードへ転換を切り替える。
・気象情報等の収集を行う。

レベル3 警戒体制
・避難場所へ避難する準備を行う。
・要配慮者の避難誘導を開始する。

レベル4 非常体制
・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、洪水情報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報は必ずしも発生しない場合があるので、所定の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発生・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

出典：避難確保計画作成の手引き、国土交通省

(共通／津波災害) 避難路の整備、(共通) 備蓄倉庫等の整備

都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」(防災・安全交付金の基幹事業)により支援

赤字下線部：R.3年度予算案拡充事項

○都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3
②住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3
③地区公共施設等整備	・地区公共施設（避難路、避難地（避難地に設置する防災施設を含む）） ・地区緊急避難施設（指定緊急避難場所（津波避難タワー、避難センター等）、避難場所の機能強化（防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等））	用地：1/3 工事：1/2※1
④都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2
⑤木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1/3
⑥被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・地区緊急避難施設	1/2
※激甚災害被災地	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3

※1：南海トラフ特措法に基づき津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3

○地区要件

施行地区	事業メニュー①～③
	災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区
	事業メニュー④
	大規模地震発生の可能性の高い地域※2、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市
	事業メニュー⑤
	重点密集市街地
	事業メニュー⑥
	激甚災害による被災地

※2：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域



津波避難タワー



避難センター



備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



沿道建築物の不燃化

地区公共施設等整備

【目的】

都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路・公園等の地区公共施設や津波避難タワー等の避難場所の整備等により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。

【交付対象】

- ・密集市街地における防災上重要な都市公園
- ・道路または公園、広場等の地区公共施設
- ・地区緊急避難施設（避難センター、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、感染症対策に資する設備等の整備）

【事業主体】 地方公共団体、防災街区整備推進機構等

【交付率】 1/2(用地費は1/3)または2/3

出典：都市防災総合推進事業、国土交通省

第7章 防災指針

(洪水) 河川の拡幅や護岸の整備等、(土砂災害) 土砂災害警戒区域等での対策工の実施、(津波災害) 堤防、護岸及び避難路の整備

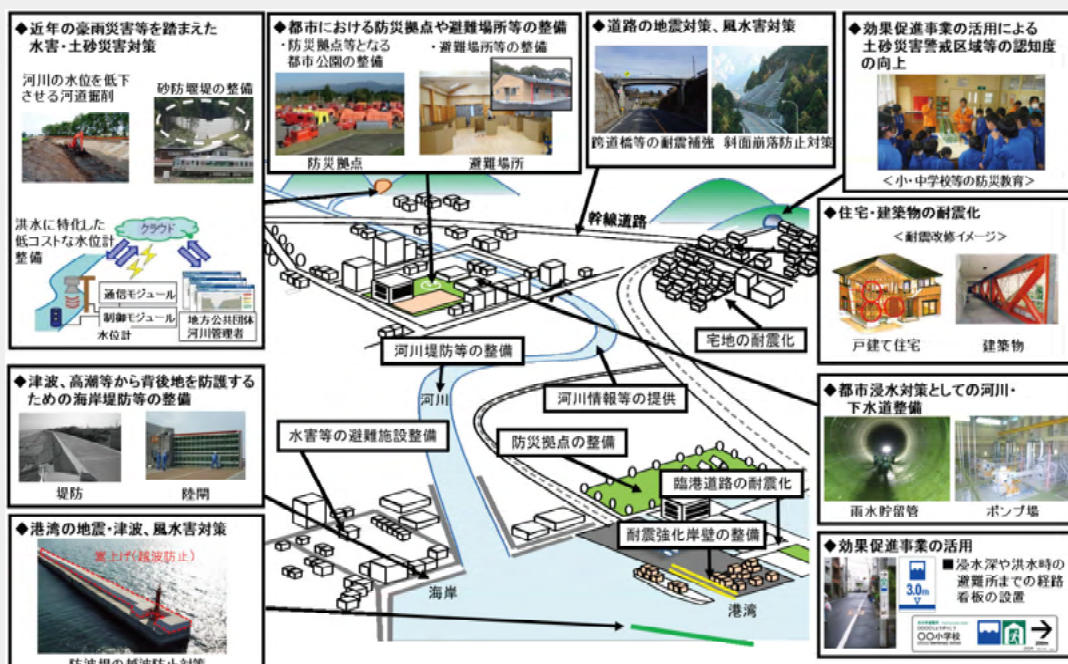
都市防災総合推進事業

防災・安全交付金は、市民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取り組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取り組みを集中的に支援するために国から交付されるものです。

地域の防災・減災、安全を実現する事業を推進するために、同交付金を充てて事業を実施する場合には、事前に事業期間や目標を定めた「社会資本総合整備計画」を策定し、国土交通省に提出することになっています。こうした制度を活用して、地域の防災・減災、安全の実現化に向けた取り組みを進めていきます。

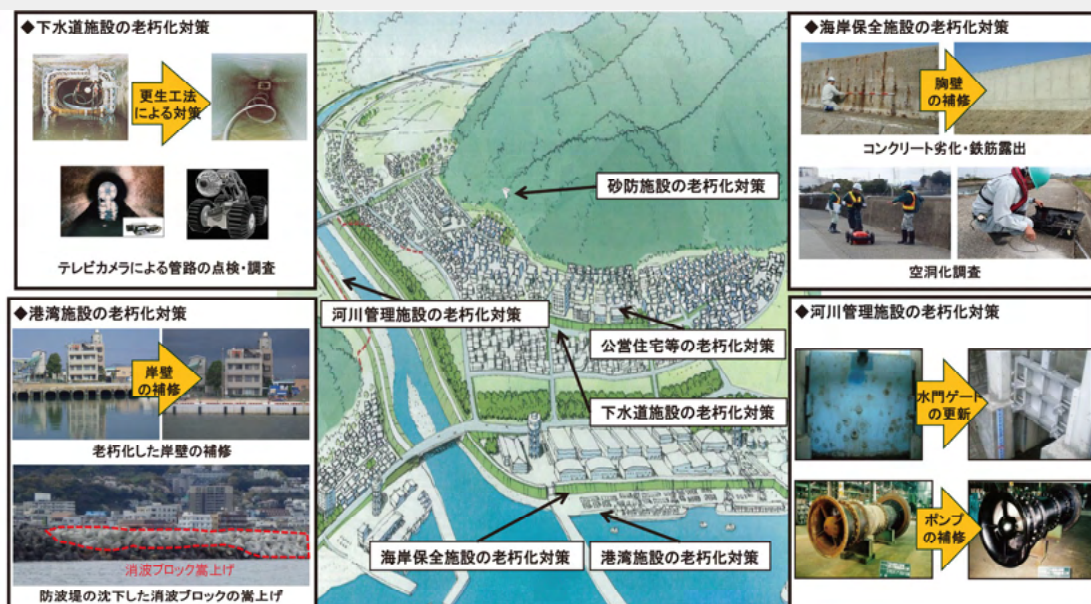
◆地域における総合的な事前防災・減災対策

地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策を総合的に支援。



◆地域における総合的な老朽化対策

老朽化した社会資本等の総点検、それを踏まえた緊急対策、長寿命化等、戦略的維持管理・更新の実施を総合的に支援。



出典：防災・安全交付金による集中的支援のイメージ、国土交通省